

船舶事故等調査報告書

平成21年4月23日

運輸安全委員会(海事専門部会)議決

事故等番号	2009広第28号	
事故等名	貨物船大祥丸貨物船晴祥丸衝突	
発生年月日時刻	平成20年12月14日07時44分ごろ	
発生場所	愛媛県新居浜港西原岸壁付近	
事故等調査の経過	調査の概要:平成21年1月8日広島・地方事故調査官が海難報告書を入手し、2月3日船舶運航会社から事故概要等に係る質問に対する回答書を入手 原因関係者からの意見聴取:意見なし	
事実情報		
船種・船名・総トン数	A 貨物船 大祥丸 429トン	
船舶番号	132316	
船舶所有者等	マツダマリン株式会社	
船種・船名・総トン数	B 貨物船 晴祥丸 322トン	
船舶番号(IMO 番号)	135957	
船舶所有者等	マツダマリン株式会社	
乗組員等に関する情報	A 船長 三級海技士(航海)	
	B 船長 四級海技士(航海)	
負傷者	A なし	
	B なし	
損傷	A 船首付近が損傷	
	B ブリッジ中段の支柱及び排水パイプが損傷	
事故等の経過	A船は、船長ほか4人が乗り組み、愛媛県新居浜港西原岸壁に船尾着けで着岸中、B船は、船長ほか4人が乗り組み、同岸壁を発し、阪神港へ向け船尾ロープを放し、船首アンカーチェーンの巻き取り中、行きあしが強く、エンジンを後進に掛けたが間に合わず、平成20年12月14日07時44分ごろ、A船の船首付近とB船のブリッジ中段付近が衝突した。 当時の天候は、晴れで風はなかった。	
分析	気象・海象の関与 乗組員等の関与 船体・機関等の関与 判明した事項の解析	なし あり なし B船は、離岸時、アンカーチェーンの巻き取り速度が速く、過大な行きあしとなったものと考えられる。
原因	本事故は、B船が離岸中、アンカーチェーンの巻き取り速度が速く、過大な行きあしとなったため、着岸中のA船に衝突したことにより発生したものと考えられる。	
その他の事項	なし	